

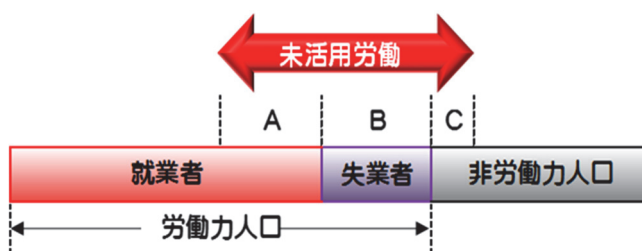
未活用労働指標の遡及集計について

総務省統計局 堀川 泰輝
大島 敬士

1. 労働力調査における未活用労働の把握

2013年にILO（国際労働機関）が主催する第19回国際労働統計家会議（ICLS）が開催され、未活用労働（Labour underutilization）に関する新たな指標の設定などを含む決議の採択が行われた。こうした決議が採択された背景としては、日本のみならず、国際的にみてもパートタイム労働や非正規雇用など労働市場を取り巻く環境が多様化・複雑化することにより、従来の基準では労働市場の状況を適切に計測しきれなくなってきたことがある。

こうした状況などを踏まえ、労働力調査では2018年から新たな調査票への変更を行い、失業者（図B）に加えて、パートタイム等の就業者のうち仕事を追加したい者（追加就労希望就業者（図A））、仕事につくことを希望しており、すぐに働くことができるが今は仕事を探していない者等（潜在労働力人口（図C））を新たに把握し、2018年1～3月期からの詳細集計において、複数の未活用労働指標（LU1～LU4）等の公表を開始した。



未活用労働を適切に捉えることで、人手不足が深刻化する状況においては労働供給の余地がどの程度存在するか、また従前からの完全失業率からだけでは把握できないような労働需給の緩み等をより適切に把握することが可能となる。

2. 未活用労働指標の遡及集計

現在、未活用労働指標の集計に当たっては、2018年からの新調査票において新設した調査事項を用いた集計項目も一部あることなどから、2017年以前の結果は存在しておらず、長期の時系列比較ができない状況にある。

本報告では、2017年以前の未活用労働指標の遡及に当たり、2017年以前の旧調査票の調査事項を用いることで集計が可能な項目については、2018年以降の結果とほぼ同概念になるよう遡及集計を行う。一方で、2018年からの新たな調査事項を用いた項目については、集計結果の組み替えのみによる遡及は困難であることから、複数の推計方法による試算を行う。

当日は、遡及集計の結果を示すとともに、推計した試算結果の比較・検討の結果等について報告する。